

1. ひらかた高齢者保健福祉計画21とは

1. 計画の位置づけ及び計画期間

老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する。

第8期計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間。

2. 計画策定の趣旨

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みを作り上げていくための方向性をまとめたもの。
- 計画期間における介護給付等対象サービスや地域支援事業の必要量の見込み、また介護保険施設等の整備数について定めるとともに、これらサービス提供の財源となる介護保険料の算定を行う。

2. 第8期計画策定に向けたアンケート調査(4種類)の実施

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(国様式)

要介護状態ではない高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を明らかにする。

②在宅介護実態調査(国様式)

要介護もしくは要支援の認定を受け、在宅で生活されている高齢者について、介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握・分析する。

③高齢者の健康づくり等に関する実態調査(市独自)

要介護、要支援のいずれの認定も受けていない高齢者の健康づくりや日々の暮らしぶり、将来の生活に対する考え方等を把握・分析する。

④介護保険サービス等に関する実態調査(市独自)

要介護もしくは要支援の認定を受けている高齢者の介護サービスの利用実態、将来の生活に対する考え方等を把握・分析する。

3. 国様式の調査(①及び②)について

国より、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査は第7期から開始しており、第8期計画作成にあたっても実施していただきたい旨の通知あり。(令和元年7月23日 国の説明会にて。)

これを踏まえ、本市では以下のとおり実施する。

なお、いずれも基本的な考え方は第7期から変更なし。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象:介護保険の第1号被保険者(65歳以上)であり、要介護認定を受けていない市内在住者1,300名(要支援認定者は対象)

調査方法:郵送による無記名調査

②在宅介護実態調査

調査対象:要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している市内在住者

調査方法:認定調査員の聞き取り

4. 市独自調査(③及び④)について

国より、各種実態把握調査については、調査の実施・分析に必要となる体制の確保に留意しつつ、可能であれば実施を検討いただきたい旨の通知あり。

(令和元年7月23日 国の説明会にて。)

これを踏まえ、本市では、基本的な考え方は第7期から変更せず、設問内容の一部見直しを行ったうえで、以下のとおり実施する。

③高齢者の健康づくり等に関する実態調査(市独自) (配付資料3 調査票案)

調査対象: 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市内在住者1,300名

調査方法: 郵送による無記名調査

④介護保険サービス等に関する実態調査(市独自) (配付資料4 調査票案)

調査対象: 要支援・要介護認定を受けている65歳以上の市内在住者1,300名

調査方法: 郵送による無記名調査